

第3章 基本方針を実現するための取組

5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

■1 現在の取組と課題

(1) 里親・ファミリーホームへの委託推進の取組

【現在の取組】

- 児童相談所が里親・ファミリーホームに委託している児童は32人、代替養育を必要とする児童全体に占める里親・ファミリーホームへの委託率（里親等委託率）は、32.3%（令和5年度末時点）となっています。委託率は年齢により差があり、3歳以上就学前が最も高く50%を超えますが、3歳未満及び学齢期以降は30%未満となっています。

《里親等委託率》

種別	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以降	合計
施設（乳児院・児童養護施設）	10	7	50	67
里親・ファミリーホーム	3	9	20	32
計	13	16	70	99
里親等への委託率	23.1%	56.3%	28.6%	32.3%
	41.4%			

委託率＝里親・ファミリーホーム（FH）委託児童数÷（乳児院・児童養護施設措置児童数＋里親・FH委託児童数）

《里親登録率、稼働率》

登録率※1	稼働率※2
46.5%	26.1%

※1 区が措置・委託している施設及び里親等児童数における区内里親・ファミリーホームの定員数の割合

※2 区内里親・ファミリーホームの定員数における委託児童数の割合

《里親数（令和6年3月31日時点）》

種別	登録家庭数	児童の委託家庭数	委託児童数
内	養育家庭	22(3)※1	9
	専門養育家庭	2	0
	ファミリーホーム	2	4
養子縁組里親	12(4)	1	1
計	34(6)※2	10	12

※1 ()は令和5年度新規登録里親数

※2 34家庭のうち、2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭

- 区における里親登録家庭数は、令和6年3月末日時点で34家庭（うち2家庭は養育家庭と養子縁組里親の二重登録のため、実数は32家庭）です。その内訳は養育家庭22家庭（うち里親移行型ファミリーホーム2家庭、専門養育家庭2家庭）、養子縁組里親12家庭です。親族里親はありません。
- 34家庭のうち、子どもを受託している里親は9家庭、登録率は46.5%、稼働率は26.1%です。子どもを受託している里親のうち、1名は当区の児童相談所から委託している児童ですが、その他は都及び他区の子どもの受託しています。
- 区では児童相談所開設当初からフォスタリング機関に里親等支援業務を委託しています。里親等のリクルートやトレーニング、里親委託後のサポートや子どもの自立後の支援などを行っており、里親研修事業は別機関が担っていましたが、令和6年度からは、里親研修事業も当区のフォスタリング機関において実施することとなりました。
- リクルート活動においては、新規里親希望者向けの個別相談会や養育体験発表会の開催、区役所本庁舎でのパネル展示などの啓発活動やグッズ作成を行っています。

【課題】

代替養育を必要とする子どもは今後もほぼ横ばいで推移することが見込まれています。児童養護施設をはじめとする施設においても施設定員の小規模化やグループホームの設置に伴って家庭的な環境が整ってきましたが、里親家庭が持つ家庭と同様の環境は代替養育先として重要な委託先となります。しかしながら、これまでの児童養護施設などの施設養育から里親等への家庭養育の推進という過渡期においては、施設に措置を行うケースの方が依然として多い状況です。この状況のなか、里親委託率、里親登録率、里親稼働率における課題は以下のとおりです。

- 里親等委託率の向上
平成29年8月に国が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」において、里親等委託率の目標値が示されました。この目標では、「就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%」という目標を掲げていますが、現時点及び計画終期における達成は非常に困難であるといえます。しかしながら、子どもの愛着形成や発達に寄与する影響は大きいと、里親委託率の向上を図る必要があります。
- 里親登録率の向上
代替養育必要数は今後も増加が見込まれる中、里親等委託率の向上を目指すためには里親登録数を増やす必要があります。当区の登録率は46.5%であり、当区の里親のみでは賄えない状況です。里親制度においては都及び児童相談所設置区で協定を結び、相互委託しているため、子どもの状況に最も適した家庭に委託することができますが、子どもにおいては生活環境の大きな変化というデメリットもあるため、区内に委託することができる里親数も増やしていく必要があります。
- 里親稼働率の向上
里親登録率と同様に、里親稼働率を上げることで、子どもにとってより有効な里親をマッチングすることが可能となります。現在、当区における里親稼働率は26.1%となっています。委託されていない理由を明らかにしつつ、委託されないことについて課題がある場合には、それに対応していく必要があります。

コメントの追加 [齊藤16]: 【今後の取組】(1) ①の最初の○の内容から移動。

（２）里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

【現在の取組】

- 里親制度の普及促進や里親家庭の総合的な支援を目的として、児童相談所開設当初からフォスターリング機関に事業の委託を行っています。フォスターリング機関では、前述のとおり里親の普及促進を行うほか、里親希望者への研修、里親委託後のサポートや子どもが自立した後の支援など、里親に関する様々な部分において支援を行っています。
- 令和５年度までは、別の機関に里親に関する研修の実施を行っていましたが、令和６年度より委託先のフォスターリング機関において研修を実施することとなりました。これにより、区独自の研修も実施することが可能となり、区として求める里親像にあった研修などの実施が可能となりました。
- 令和５年度新たに里親となった家庭は６家庭（養育家庭３家庭、養子縁組里親４家庭（二重登録家庭１家庭を含む））です。一方で、里親登録取消となった家庭は１家庭でした。

【課題】

- 未委託家庭の解消
児童相談所開設以前より区内の里親は多くの子どもを受託していますが、現在も全ての里親が子どもを受託しているわけではありません。一時保護委託やレスパイトを中心に受託している里親もいる中で、現状では里親委託、一時保護委託などを受けていない里親もいます。委託されない期間が長くなることで、養育スキルの低下などが考えられるため、各家庭が抱える課題がある場合にはそれを解消していく必要があります。
- 新規里親の開拓
里親等委託率を増やすためには里親数を増やすことが必要となります。里親制度の認知率は９０％程度となっていますが、その中から全ての家庭が里親登録に至るわけではないので、まずは里親制度を広く知ってもらうことから、実際に里親登録へと至るリクルート活動が非常に重要です。
- ケアニーズの高い児童への対応
代替養育を必要とする児童においては、個別的ケアが必要な児童の割合が増えており、それに伴って施設入所となる児童も多数いる状況です。個別的ケアが必要な児童においてもその程度は様々であり、その全てを施設養育で賄おうとすると、よりニーズの高い児童を受け入れることが困難となるため、専門里親制度を活用しながら受け入れ可能な子どもはできる限り里親制度において養育ができるようになることが重要です。
- 里親委託児童への支援強化
里親のもとに委託される児童の中には、委託前に不適切な養育環境に置かれてきた児童も少なくありません。また、幼少期から委託された児童には真実告知など、時に児童本人だけでは抱えきれない課題に直面することもあります。さらに、学校生活の行事や授業、クラスメイトとの何気ない会話などを通じ、自分自身が置かれている立場にあらためて直面することもあります。こうした児童一人一人の成育歴や課題を十分理解し支援する関係機関の取組や、地域全体で委託児童を見守るための意識啓発活動は、まだ不十分です。

■ 2 今後の取組

(1) 里親・ファミリーホームへの委託推進等の取組

里親家庭への委託に取り組むことは、子どもの発達上好影響を及ぼしますが、設定した委託率を達成するために機械的に里親委託を進めることは却って逆効果となります。子どもの状況などを踏まえて最良の養育先を検討し、その結果として里親委託となった場合にあっては、子ども担当児童福祉司による子どもへの意見聴取や、意見表明等支援事業により、子どもの意見や思いを尊重しつつ、子どもの最善の利益を最大限保障しながら里親等委託を進めていきます。

① 里親・ファミリーホームへの委託推進

○ ~~代替養育を必要とする子どもは今後もほぼ横ばいで推移することが見込まれています。児童養護施設をはじめとする施設においても施設定員の小規模化やグループホームの設置に伴って家庭的な環境が整ってきましたが、里親家庭が持つ家庭と同様の環境は代替養育先として重要な委託先となります。しかしながら、これまでの児童養護施設などの施設養育から里親等への家庭養育の推進という過渡期の中においては、施設に措置を行うケースの方が依然として多い状況にあります。~~

○ 里親委託の推進を行う上では、まず里親委託の可否を検討することが重要になります。新規で措置される子どもはもとより、現在施設に入所している子どもにおいても、里親委託の障壁となる課題を解決して里親委託へとつなげられるよう見通しを持ったケースワークを行います。 ~~なお、その際には、子どもの意向に反して一律で里親家庭への委託とならないよう、子どもの状況に注意を払いながら里親家庭への委託を推進していく必要があることには留意が必要です。~~

○ 区における3歳未満の里親委託率は、令和5年度末で23.1%と国が目指す75%の目標から大きく乖離している状況です。現在は乳児院が主な入所先となっておりますが、乳幼児の受け入れが可能な里親への委託を第一に考え、早期から家庭と同様の環境を提供できるように検討します。

○ 里親家庭への委託推進のためには子どもの状況を確認するとともにフォスタリング機関と連携しながらマッチングを進めていきます。フォスタリング機関が措置される前段階など、早期から関わりを持つことでより適したマッチングを行うことも可能となるため、場合に応じてフォスタリング機関が子どもの面接に同席するなどして子どもの状況を把握し、その状況から里親のマッチングを行うことも検討します。

○ また、区では一時保護所の入所率が高いという現状があり、一時保護委託を活用する必要がある状況においても一時保護委託を受け入れる里親家庭は非常に重要な選択肢となります。一時保護段階から里親委託を活用し、その後の状況次第で里親家庭委託となることで子どもは環境の変化を抑えられる効果もあります。ただし、この場合、児童相談所が子どもの状況をよく確認する必要があるとともに、里親家庭も子どもの状況を知ることができ、お互いのミスマッチが発生しないような体制を構築していく必要があります。

コメントの追加 [小高17]: 上川委員の指摘を踏まえ
(1) のタイトル・①のタイトルを修正。

コメントの追加 [稲村18]: 上川委員の指摘を踏まえ
(1) の「課題」のリード文に移動。

コメントの追加 [稲村19]: 上川委員の意見を踏まえ削除。
(1) の文章の最後に同様の内容があるため。

コメントの追加 [小高20]: 上川委員の指摘を踏まえ、
「マッチング推進」から「委託推進」に修正

第3章 基本方針を実現するための取組

3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

■ 1 現在の取組と課題

(1) 児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化

【現在の取組】

- 平成28年の改正児童福祉法においては昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、子どもが権利の主体として位置付けられました。
また、子どもの「家庭養育優先原則」が明記され、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）を推進することが明確にされました。
区では、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まずは家庭維持・復帰に向けた支援を行い、代替養育が必要と考えられる場合は、個々の状況を踏まえ、子どもにとって最も望ましいと考えられる代替養育先を検討しています。
- 施設などへの入所措置を行った場合でも、可能な限り早期に家庭復帰ができるよう、全てのケースについて家庭復帰時期の目安を定めるとともに、家庭復帰のチェックリストを活用しながら適切な進行管理を行っています。

【課題】

- 社会的養護が必要な児童の中には、発達上の課題や性格行動の偏りなど、特徴のある児童が多く、専門的な支援技術を有する家庭養護先の支援・育成を充実させる必要があります。
- 施設や里親への措置入所・委託を行う際には、保護者の同意を取ってから行っていますが、施設に比べて里親等への委託を行うことに難色を示すことが多く、里親等への委託を進める上での課題の一つとなっています。それが里親等への委託を阻害する要因の一つとなっています。
- 里親等委託をすることで子どもの状況に合わせた養育が可能となる反面、里親宅における生活ルールの調整など、よりきめ細かな対応が必要となることから、児童福祉司の負担が大きくなります。里親家庭における不調をきたさないよう、児童福祉司をはじめとした専門職の職員体制強化が必要となります。

(2) 親子関係の再構築に向けた取組

【現在の取組】

- 令和6年度から民間のカウンセラーに依頼する形で親子再統合支援事業を開始しました。子どもの健やかな育ちのためには親を含めた支援が必要であることから、主に一時保護や施設入所から家庭復帰した在宅指導中のケースを対象として、カウンセリングや養育スキルの支援を実施し、適切な親子の関係性の再構築を支援しています。

【課題】

- 在宅指導以外のケースについても、子どもの意見や意向を踏まえながら、早期の家庭復

帰に向けて親子関係の再構築を支援する必要があります。また、家庭復帰後の虐待再発の防止、再措置防止などの観点から長期的な支援が行えるよう体制の整備が必要です。

- 親子再統合支援事業におけるプログラムの活用だけでなく、保護者との面談等の場面においても、親子関係再構築の視点から職員が適切な相談援助活動を行えるよう、職員のスキル向上が必要です。

（３）特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

【現在の取組】

- 実親に対して養育の意思を丁寧に確認し、実親による養育が全く望めない場合や、実親が行方不明などの場合には、親族による養育の検討とあわせて特別養子縁組についても検討を行い、早期のパーマネンシー保障に向けたケースマネジメントを行っています。
- 特別養子縁組については、乳幼児期が愛着関係の基礎を作る時期であること、子どもの年齢が高くなるほどマッチングが困難となるケースがあることなどを踏まえ、より早期の縁組を目指して、都における新生児委託を積極的に活用しています。

【課題】

- 特別養子縁組の候補児年齢が１５歳未満に引き上げられたことにより、児童にとっては、特別養子縁組への機会が拡大しましたが、高年齢児への取組はまだ限られているのが課題です。
- 養子縁組里親の登録数に比べ養子縁組候補児の数が少なく、マッチングに至りづらい状況にあります。マッチングを円滑に進めるための支援や、未委託の里親家庭のモチベーション及び養育スキルの維持に向けた支援が必要です。
- 豊島区児童相談所に登録された養子縁組里親は、委託期間中はフォスタリング機関^(※)や親担当・子担当児童相談所の支援を受けることができます。養子縁組成立後は６か月間の児童福祉司指導にとどまり、その後の子どもの発達に応じた「真実告知」など、子どもが直面する様々な生活課題に対して、いかにフォスタリング機関と連携していくかが課題です。
- また、養子縁組民間あっせん事業者と児童相談所のマッチングや縁組成立、その後のケースの進め方については、都における試行結果・検証を踏まえ、サービスの利用者が混乱しない仕組みづくりが課題となっています。

※ 里親等に関する、リクルート・研修・子どもとのマッチング・養育支援・委託措置解除後の支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い養育がなされるために行われる様々な支援を包括的に実施する機関をいいます。

■ ２ 今後の取組

（１）児童相談所におけるケースマネジメント体制の強化

- 代替養育における里親等への委託推進
児童相談所において措置を行う際には、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念

を念頭に置いたケースワークが必要です。まずは子ども家庭支援センターにおける家庭支援事業などを活用した上で家庭復帰を目指しますが、それが難しい場合においては、親族里親・養子縁組里親の検討を行い、その上で養育家庭への委託、施設への入所を検討します。また、子どもの意見を十分に聞くことや丁寧に説明することが当然に必要となりますが、保護者に対しても説明を尽くすことで、それぞれが納得する形で子どもの最善の利益を保障できるよう努めます。

また、措置解除の場面においても、**子ども、実親、里親等の意見を踏まえた検討や丁寧な説明を行っていくことで、家庭復帰や自立に際して各関係者が納得した形での結論となるよう努めます。**

○ 「子どもの最善の利益」を真ん中に据えた取組の推進

里親への委託にあたっては、子どもが里親に取られてしまい、もう実親の元に戻れなくなるという危機感や、他人が親代わりになることへの強い拒否感から里親委託については同意しないという保護者もいます。このようなことから里親への委託が行われないことを防ぐため、「子どもの最善の利益」の視点でケースワークを進めて保護者の理解をさらに得ていくよう努めます。

(2) 親子関係の再構築に向けた取組

○ 親子再統合支援事業の実施拡大

親子関係再構築は「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義されています。親子関係の再構築は現在営まれている家庭生活を維持することのみならず、施設や里親家庭で暮らしている子どもとその親に対しても対象を拡大するとともに里親家庭で不調に陥っている家庭にも当事業を活用することにより、家庭の状況や課題に合わせた関係修復などに活用していきます。

さらに、在宅指導中の家庭や家庭復帰後の家庭における予防的支援や再措置防止の観点から、重層的・複合的・継続的に家庭を支える体制を構築するため、こども家庭センターをはじめとした関係機関との綿密な連携を図りながら、家庭養育優先原則にかなった事業の活用を行います。

○ 職員の知識・スキルの向上

親子関係の再構築は親子再統合支援事業におけるプログラムの活用を実施することではありません。プログラムの実施は親子関係再構築の支援方法の一つであり、親子関係の再構築は子どもと親などの意向・意見が反映され、その方針を両者が理解し、納得した上で援助指針を決定していくことが重要です。児童福祉司をはじめとする職員は親子再構築支援の持つ意義を理解した上で、知識・経験やスキルの向上を図り、日々の相談援助業務について一層の質の向上を図ります。

スキルの向上は一朝一夕にできるものではないため、各プログラムや相談支援に関係する研修の受講を通してより良い支援が行えるよう努めるとともに、親子再統合支援を専門的に行う係の創設も検討します。

(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

○ 未委託里親に対する支援

コメントの追加 [小高13]: 長谷川委員の意見を受け表現を修正。